

平成27年第1回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成26年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成27年度墨田区一般会計予算
- 3 平成27年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 4 平成27年度墨田区介護保険特別会計予算
- 5 平成27年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

条例

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区行政手続条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 10 両国公会堂の管理運営に関する条例及び両国公会堂の休止に関する条例を廃止する条例
- 11 すみだ北斎美術館の管理運営に関する条例
- 12 墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
- 13 墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 15 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 16 すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例
- 17 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
- 18 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 19 墨田区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 20 墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
- 21 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 22 墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例
- 23 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例

24 墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

契約

- 1 物品の買入れについて

その他

- 1 すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について

平成 27 年第 1 回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区がん対策基本方針（平成 26 年 3 月改定）に基づく各施策の推進について検討する「墨田区がん対策推進会議」を区長の附属機関として設置する。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

薬事法の一部改正（25.6.14 公布、27.4.1 一部施行）に伴い高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請等に係る手数料を新設するとともに、建築基準法の一部改正（26.5.21 公布、26.8.1 施行・26.6.4 公布、27.6.1 施行）、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正（26.6.25 公布、26.12.24 施行）等に伴い建築・都市計画・土木関係手数料の新設及び改正を行う。

(2) 内容及び施行期日

別紙 1 のとおり

3 墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

独立行政法人通則法の一部改正（26.6.13 公布、27.4.1 一部施行）により独立行政法人の分類の見直しが行われることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

4 墨田区行政手続条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

行政手続法の一部改正（26.6.13 公布、27.4.1 施行）により行政指導の方式について改められること等を踏まえ、同様の措置を講ずる。

ア 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、行政指導に際し、許認可等をする権限等を行行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し当該権限等を行行使し得る根拠等を示さなければならない。

イ 行政指導の中止等の求め

法令等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法

律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が法律等の要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導の中止等を求めることができる。

ウ 処分等の求め

何人も、法令等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がなされていないと思料するときは、当該処分等をする権限を有する行政庁等に対し当該処分等をするよう求めることができる。

(2) 施行期日

本年4月1日

5 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(26.6.20公布、27.4.1一部施行)により教育委員会委員長の職が廃止されることに伴い、報酬等に係る規定を改める。

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

6 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(26.6.20公布、27.4.1一部施行)により教育長が常勤の特別職に位置付けられることに伴い、本審議会の審議内容に教育長の給料等に関する事項を加える。

(2) 施行期日等

本年4月1日

新制度に基づき選任される教育長に係る審議等の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

7 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

業務の民間委託の推進、事務事業の見直し等により職員の減員が可能となるため、職員の定数を次のとおり改める。

区長等の事務部局の職員 1,874人 1,859人(15人)

(2) 施行期日

本年4月1日

8 墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

東駒形コミュニティ会館及び梅若橋コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせるため、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

平成28年4月1日

指定管理者の指定手続等の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

9 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

東駒形コミュニティ会館及び梅若橋コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

平成28年4月1日

10 両国公会堂の管理運営に関する条例及び両国公会堂の休止に関する条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

区有地の有効活用を図るため、老朽化した両国公会堂を廃止することに伴い、両国公会堂の管理運営に係る事務等を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

11 すみだ北斎美術館の管理運営に関する条例

(1) 制定理由

すみだ北斎美術館の新設に伴い、同施設の開館時間、休館日、利用料金等のほか、指定管理者の指定に関し必要な事項を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

12 墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

子ども・子育て支援法の制定(24.8.22公布、27.4.1一部施行)により幼稚園の利用について施設型給付制度が創設されることに伴い、保育料の月額を改定する。

- (2) 内容、施行期日等
別紙 3 のとおり

13 墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正 (26.6.25 公布、26.12.24 施行) により、要除却認定マンションの建替えに係る容積率制限の緩和の許可に関し建築審査会が同意等を行うこととされたことに伴い、所要の規定整備をする。

- (2) 施行期日
公布の日

14 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

ア 有料施設の廃止

墨田区立旧安田庭園内の有料施設である両国公会堂を廃止する。

イ 有料施設の新設

墨田区立緑町公園内に有料施設としてすみだ北斎美術館を新設する。

- (2) 施行期日

アについては本年 4 月 1 日、イについては墨田区規則で定める日

15 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

- (1) 改正理由

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更 (平成 27 年 1 月決定) により、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に 2 つの地区が追加されることに伴い、当該地区の建築物の用途等の制限について定める。

- (2) 内容及び施行期日

別紙 4 のとおり

16 すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

介護保険法の一部改正 (26.6.25 公布、27.4.1 一部施行) により地域支援事業の見直しが行われることに伴い、所要の規定整備をする。

- (2) 施行期日

本年 4 月 1 日

17 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、高等専門学校への入学に係る就学支度資金の貸付限度額を次のとおり引き上げる。

資金の種類		現 行	改 正 案
就学支度資金	高等専門学校(国公立)	160,000円	380,000円
	高等専門学校(私立)	420,000円	590,000円

(2) 施行期日

本年4月1日

18 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

第1号被保険者に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるとともに、介護保険法の一部改正(26.6.25公布、27.4.1一部施行)により地域支援事業の見直しが行われることに伴い、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

別紙5のとおり

19 墨田区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(1) 制定理由

介護保険法の一部改正(25.6.14公布、26.4.1施行)により、指定介護予防支援の事業に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める()。

一部を除き、基準の内容は、厚生労働省令に定めるとおりとする。

(2) 施行期日

本年4月1日

20 墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例

(1) 制定理由

介護保険法の一部改正(25.6.14公布、26.4.1施行)により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める()。

基準の内容は、厚生労働省令に定めるとおりとする。

(2) 施行期日

本年4月1日

21 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

介護保険法の一部改正(26.6.25公布、27.4.1一部施行)により地域支援事業の見直しが行われることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

22 墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例

(1) 制定理由及び内容

子ども・子育て支援制度の適切な運用の確保を図るため、子ども・子育て支援法の規定による報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対し、10万円以下の過料を科することができることとする。

(2) 施行期日

本年4月1日

23 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例

(1) 制定理由

子ども・子育て支援法の制定(24.8.22公布、27.4.1一部施行)により保育所等の利用について施設型給付制度が創設されることに伴い、保育所等の利用者負担額を定める。同時に、墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例を廃止する。

(2) 内容及び施行期日

別紙6のとおり

24 墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

子ども・子育て支援法の制定(24.8.22公布、27.4.1一部施行)による施設型給付制度の創設に伴い、題名を「墨田区特別保育の利用に関する条例」に改めるとともに、延長保育料の額を改める。

(2) 内容及び施行期日

別紙7のとおり

契約

1 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 すみだ北斎美術館用
- (2) 品目及び数量 肉筆画 1点(葛飾北斎画「隅田川両岸景色図巻」)
- (3) 契約金額 1億4,904万円
- (4) 契約の相手方 三田アート画廊株式会社
- (5) 支出科目 平成26年度 墨田区一般会計 区民生活費 文化振興費
文化振興諸費 需用費

その他

1 すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだトリフォニーホールの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだトリフォニーホール
- (2) 指定管理者 公益財団法人 墨田区文化振興財団
- (3) 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

墨田区手数料条例の一部を改正する条例概要

1 保健衛生・環境関係手数料の改正

薬事法の一部改正（25.6.14 公布、27.4.1 一部施行）により高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に係る事務を区が行うこととされることに伴い、当該事務に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請手数料	34,100円
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請手数料	12,400円
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証書換手数料	2,400円
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付手数料	3,400円

2 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 建築基準法の一部改正に伴う改正

建築基準法の一部改正（26.5.21 公布、26.8.1 施行・26.6.4 公布、27.6.1 施行）に伴い、次のとおり手数料の新設及び改正を行う。

ア 構造計算適合性判定制度の見直しに伴う手数料の改正

(ア) 構造計算適合性判定加算額の廃止

構造計算適合性判定について、建築主が指定構造計算適合性判定機関等に直接申請することとされることに伴い、建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料のうち、構造計算適合性判定に要する加算額を廃止する。

(イ) 特定建築基準適合審査加算額の新設

比較的簡易な構造計算について省令で定める建築主事等が特定建築基準適合審査を行う場合は構造計算適合性判定が不要とされることに伴い、建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料に特定建築基準適合審査に要する加算額を新設する。

区 分	特定建築基準適合審査加算額
1,000 m ² 以内	156,000円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	209,000円
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	240,000円
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	319,000円
50,000 m ² 超	587,000円

イ 建築物等の仮使用認定に係る手数料の新設

建築主事等による建築物等の仮使用認定制度が創設されることに伴い、仮使用認定に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	126,000円

ウ 特定用途誘導地区における建築物の高さ制限の適用除外の許可に係る手数料の新設

都市再生特別措置法に基づく特定用途誘導地区を指定した場合において、同地区内に誘導すべき施設について高さの制限を緩和することができることとされたことに伴い、高さ制限の適用除外の許可に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円

エ 既存不適格建築物の移転申請認定に係る手数料の新設

既存不適格建築物の移転申請に係る認定制度が創設されることに伴い、移転認定申請に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	28,000円

(2) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の新設

「住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件」の一部改正（26.2.25 公布、27.4.1 施行）を踏まえ、設計住宅性能評価書を添えて行う長期優良住宅建築等計画認定申請に係る手数料を次のとおり新設する。

区 分		額
一戸建て住宅		16,000円
共同住宅等	100 m ² 以内	16,000円
	100 m ² 超 500 m ² 以内	57,000円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	92,000円
	1,000 m ² 超 2,500 m ² 以内	172,000円
	2,500 m ² 超 5,000 m ² 以内	295,000円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	455,000円

(3) マンション敷地売却制度の創設による手数料の新設

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正（26.6.25 公布、26.12.24 施行）によりマンション敷地売却制度が創設されたことに伴い、耐震診断が行われたマンションの除却の必要性に係る認定を受けたマンションの建替えにおける容積率の特例許可に対する審査の事務に関する手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000円

3 施行期日

1並びに2の(1)ウ、(2)及び(3)は本年4月1日、2の(1)ア、イ及びエは本年6月1日

すみだ北斎美術館の管理運営に関する条例概要

1 趣旨

区にゆかりのある絵師葛飾北斎（以下「北斎」という。）の作品及び業績に関する情報を通して、区民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって文化の振興に資するための施設として設置するすみだ北斎美術館の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 事業

- (1) 北斎に関する資料（作品、図書等）の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- (2) 北斎に関する専門的な調査研究及びその成果の発信に関すること。
- (3) 北斎に関する普及活動に関すること。
- (4) 美術館の関係機関との連携及び協力に関すること。
- (5) 美術館の施設の利用に関すること。

3 開館時間等

(1) 開館時間

午前 9 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(2) 休館日

ア 月曜日

イ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

開館時間及び休館日は、指定管理者が区長の承認を得て変更することができる。

4 利用料金の額（限度額）

利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得て定める。

(1) 観覧料

区 分		観覧料の額	
常設展示	個人	一般	500円
		高校生、大学生、高齢者及び障害者	400円
		中学生以下	無料
	団体	一般	400円
		高校生、大学生、高齢者及び障害者	320円
		中学生以下	無料
企画展示		2,000円	

(2) 特別研究利用料（学術研究等を目的とする館蔵資料の観覧等）

区 分	特別研究利用料の額(1点、1回につき)
撮 影	10,000円
熟 覧	1,000円

(3) 施設利用料金

施設の名称	利 用 料 金 の 額		
	午前9時30分から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分から 午後5時30分まで
講 座 室	6,000円	4,800円	4,800円
付 帯 設 備	1件、1回につき 10,000円		

5 指定管理者による管理

すみだ北斎美術館の管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲、管理の基準その他必要な事項について定める。

6 施行期日等

墨田区規則で定める日

指定管理者の指定の手續その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例概要

1 保育料月額の設定

【現行】

- ・ 保育料月額 5,700円
(生活保護世帯、一定の所得の世帯等に対する減免措置あり)

【改正案】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 以後
生活保護世帯	第1子	無 料			
	第2子				
住民税非課税 及び均等割のみ 課税世帯	第1子	1,500円			
	第2子	無 料			
住 民 税	77,100円以下	第1子 5,700円 第2子 無 料			
	77,101円以上 211,200円以下	第1子 5,700円	6,000円	6,300円	6,700円
所 得 割 額	211,201円以上 256,300円以下	第1子 5,700円	6,300円	6,900円	7,600円
	第2子	1,425円	1,575円	1,725円	1,900円
		第1子の保育料額の1/4に相当する額			
256,301円以上	第1子	5,700円	6,700円	7,600円	8,500円
	第2子	2,850円	3,350円	3,800円	4,250円
		第1子の保育料額の1/2に相当する額			

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、墨田区教育委員会規則で定める(第3子以降は無料とする予定)。

2 施行期日

本年4月1日

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例概要

1 適用区域の追加等

平成27年墨田区告示第9号により、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に新たに追加されたE地区及びF地区について、当該地区の建築物の用途等の制限を定める。

		東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	
		E 地 区	F 地 区
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの（個室付浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等の性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物）		
建築物の敷地面積の最低限度	60平方メートル		
	適用除外	公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する土地	
建築物の高さの最高限度	28メートル	22メートル。ただし、東京都市計画高度地区による第3種高度地区の指定区域内における建築物の各部分の高さは、22メートルの範囲内で次のとおりとする。 (1) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲 当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下 (2) 当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲 当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下	

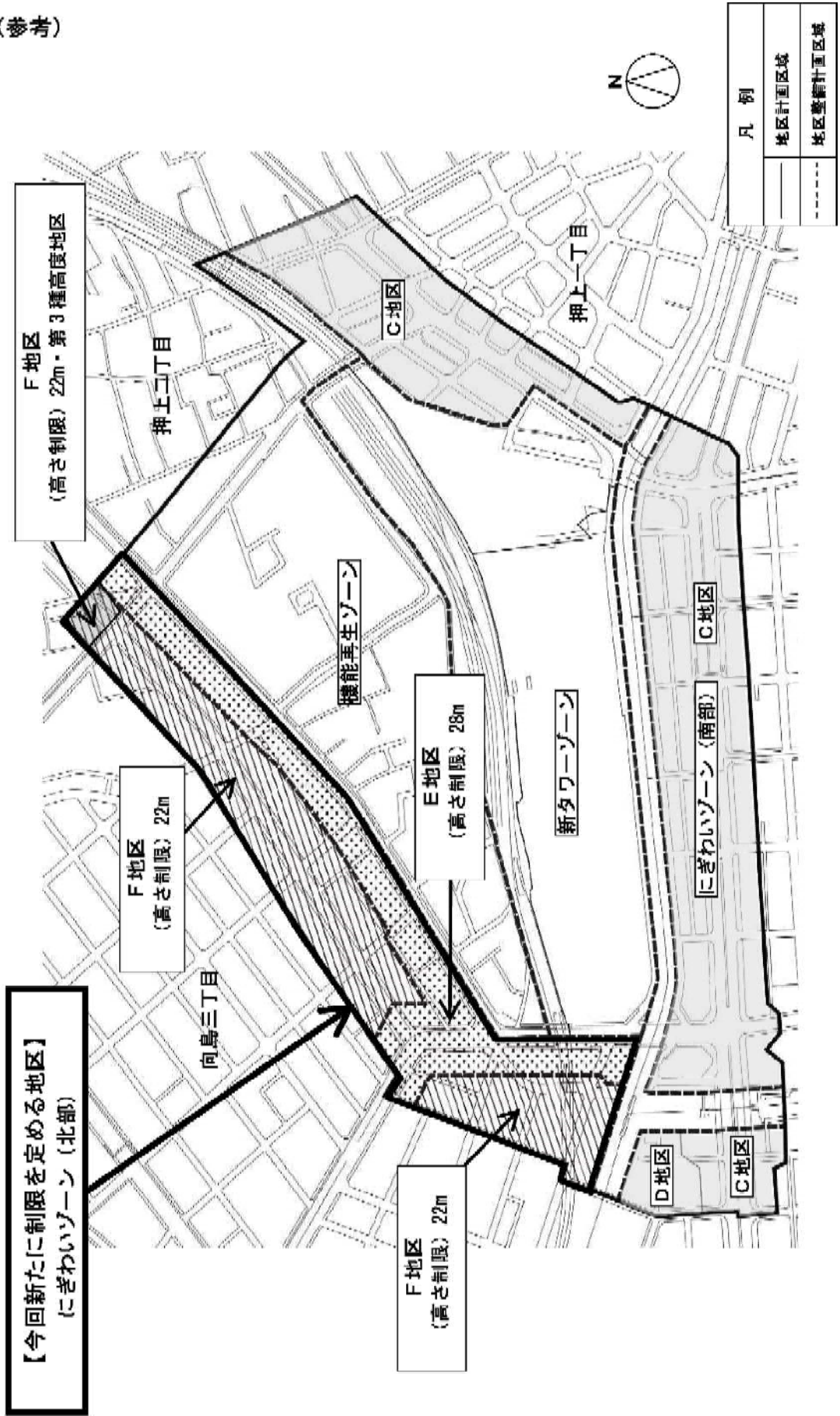
上記制限のほか、都市計画において「建築物等の形態又は色彩その他の意匠」に係る制限が定められており、建築物の外壁、屋外広告物については、街並みや周辺への景観的調和に配慮するとともに、原則として屋上には広告物、看板等を設置してはならないこととしている。

2 施行期日

公布の日

■ 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に新たに制限を定める地区

(併註)



墨田区介護保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定

第6期介護保険事業計画の策定により平成27年度から平成29年度までの保険料率について、現行の特例措置による保険料率と同額に改める。

被保険者の区分	現 行		改 正 案
	保険料率	特例措置による 保険料率	保険料率 (H27～H29)
第1段階(旧第1・2段階)(割合()0.50) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額()の合計が80万円以下の者等	32,850円	32,400円	32,400円
第2段階(旧特例第3段階)(割合0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下で、第1段階に該当しない者等	41,062円	40,500円	40,500円
第3段階(割合0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない者等	49,275円	48,600円	48,600円
第4段階(旧特例第4段階)(割合0.875) 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階から第3段階までに該当しない者等	57,487円	56,700円	56,700円
第5段階(旧第4段階)(割合1.00) 被保険者が住民税非課税で、第1段階から第4段階までに該当しない者等	65,700円	64,800円	64,800円
第6段階(旧第5段階)(割合1.125) 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等	73,912円	72,900円	72,900円
第7段階(旧第6段階)(割合1.25) 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等	82,125円	81,000円	81,000円
第8段階(旧第7段階)(割合1.50) 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等	98,550円	97,200円	97,200円
第9段階(旧第8段階)(割合1.65) 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等	108,405円	106,920円	106,920円
第10段階(旧第9段階)(割合1.85) 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等	121,545円	119,880円	119,880円
第11段階(旧第10段階)(割合2.30) 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等	151,110円	149,040円	149,040円
第12段階(旧第11段階)(割合2.55) 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満で、第1段階から第11段階までに該当しない者等	167,535円	165,240円	165,240円
第13段階(旧第12段階)(割合2.80) 第1段階から第12段階までに該当しない者	183,960円	181,440円	181,440円

基準額

割合...介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合
合計所得金額...地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額

2 介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域の実情に応じて実施することができることとする新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年4月1日から開始されるが、実施が困難な場合は開始を猶予することができるため、その開始日を1年間猶予し、平成28年4月1日とする。

3 介護保険料の減免申請期限の特例

減免に係る申請を期限までに行うことができない場合に区長がやむを得ない事情があると認めたときは、当該期限後に減免申請することができることとする。

4 施行期日

本年4月1日

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例概要

1 保育所等の利用者負担額

子ども・子育て支援法の制定（24.8.22 公布、27.4.1 一部施行）により、保育所等の利用について施設型給付制度が創設されたことに伴い、保育所等の利用者負担額を次のとおり定める。

(1) 私立幼稚園利用者負担標準額（月額）

区 分		3 歳児		4・5 歳児	
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
生活保護世帯		無 料			
住民税非課税及び均等割のみ課税世帯					
住民税所得割額	77,100円以下	6,600 円	無 料	5,800 円	無 料
	211,200円以下	9,800 円	無 料	9,700 円	無 料
	256,300円以下	11,500 円	2,875 円	11,400 円	2,850 円
	256,301円以上	13,000 円	6,500 円	12,900 円	6,450 円

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第 2 子以降の保育料の額は、規則で定める（第 3 子以降は無料とする予定）。

(2) 保育所利用者負担額

所得の区分を 26 に分類し、当該区分に応じた標準時間保育料及び短時間保育料を次のとおり定める。

ア 標準時間保育料（月額）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以後	
生活保護世帯		無 料				
住民税非課税世帯						
母子世帯		無 料				
その他世帯						
住民税均等割のみ		1,200 円	2,100 円	2,200 円	2,400 円	
0～2 歳児		3,100 円	3,300 円	3,500 円	3,700 円	
3 歳児		2,500 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	
4・5 歳児		2,500 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	
住民税所得割額	5,000円未満	0～2 歳児	3,400 円	3,600 円	3,800 円	4,000 円
		3 歳児	3,000 円	3,100 円	3,300 円	3,600 円
		4・5 歳児	3,000 円	3,100 円	3,300 円	3,600 円
	5,000円以上 10,000円未満	0～2 歳児	4,000 円	4,200 円	4,500 円	4,800 円
		3 歳児	3,700 円	3,900 円	4,100 円	4,400 円
		4・5 歳児	3,600 円	3,800 円	4,000 円	4,300 円
	10,000円以上 23,200円未満	0～2 歳児	7,900 円	8,400 円	8,900 円	9,400 円
		3 歳児	6,800 円	7,200 円	7,700 円	8,100 円
		4・5 歳児	6,800 円	7,200 円	7,700 円	8,100 円
	23,200円以上 36,400円未満	0～2 歳児	9,500 円	10,100 円	10,700 円	11,400 円
		3 歳児	8,500 円	9,000 円	9,600 円	10,200 円
		4・5 歳児	8,400 円	8,900 円	9,500 円	10,000 円
36,400円以上 48,600円未満	0～2 歳児	10,600 円	11,300 円	12,000 円	12,700 円	
	3 歳児	10,500 円	11,100 円	11,800 円	12,600 円	
	4・5 歳児	10,400 円	11,000 円	11,700 円	12,400 円	

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度以後	
住 民 税 所 得 割 額	48,600円以上 72,800円未満	0～2歳児	16,600円	17,600円	18,800円	19,900円
		3歳児	12,100円	12,800円	13,700円	14,500円
		4・5歳児	12,000円	12,700円	13,500円	14,400円
	72,800円以上 97,000円未満	0～2歳児	20,300円	21,600円	23,000円	24,300円
		3歳児	13,900円	14,800円	15,700円	16,600円
		4・5歳児	13,800円	14,700円	15,600円	16,500円
	97,000円以上 115,000円未満	0～2歳児	23,100円	24,600円	26,100円	27,700円
		3歳児	15,900円	16,900円	18,000円	19,000円
		4・5歳児	15,800円	16,800円	17,900円	18,900円
	115,000円以上 133,000円未満	0～2歳児	25,200円	26,800円	28,500円	30,200円
		3歳児	17,400円	18,500円	19,700円	20,800円
		4・5歳児	17,300円	18,400円	19,600円	20,700円
	133,000円以上 151,000円未満	0～2歳児	27,100円	28,800円	30,700円	32,500円
		3歳児	18,600円	19,800円	21,000円	22,300円
		4・5歳児	18,500円	19,700円	20,900円	22,200円
	151,000円以上 169,000円未満	0～2歳児	29,100円	31,000円	32,900円	34,900円
		3歳児	19,800円	21,100円	22,400円	23,700円
		4・5歳児	19,600円	20,800円	22,200円	23,500円
	169,000円以上 185,500円未満	0～2歳児	31,600円	33,600円	35,800円	37,900円
		3歳児	21,900円	23,300円	24,800円	26,200円
		4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円
	185,500円以上 202,000円未満	0～2歳児	33,400円	35,600円	37,800円	40,000円
		3歳児	23,100円	24,600円	26,100円	27,700円
		4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円
	202,000円以上 218,500円未満	0～2歳児	34,900円	37,200円	39,500円	41,800円
		3歳児	24,000円	25,500円	27,100円	28,800円
		4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円
218,500円以上 235,000円未満	0～2歳児	36,600円	39,000円	41,400円	43,900円	
	3歳児	25,000円	26,600円	28,300円	30,000円	
	4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円	
235,000円以上 251,500円未満	0～2歳児	38,900円	41,400円	44,000円	46,600円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
251,500円以上 268,000円未満	0～2歳児	40,400円	43,000円	45,700円	48,400円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
268,000円以上 284,500円未満	0～2歳児	41,700円	44,400円	47,200円	50,000円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
284,500円以上 301,000円未満	0～2歳児	43,200円	46,000円	48,900円	51,800円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
301,000円以上 349,000円未満	0～2歳児	47,400円	50,500円	53,700円	56,800円	
	3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円	
	4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円	
349,000円以上 397,000円未満	0～2歳児	52,900円	56,300円	59,900円	63,400円	
	3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円	
	4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円	
397,000円以上 443,600円未満	0～2歳児	57,700円	61,500円	65,300円	69,200円	
	3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円	
	4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円	
443,600円以上	0～2歳児	61,500円	65,500円	69,600円	73,800円	
	3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円	
	4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円	

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

イ 短時間保育料（月額）

区 分		0～2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		無 料		
区民税非課税世帯	母子世帯			
	その他世帯	2,000円（平成27年度は、1,200円）		
住民税均等割のみ		3,100円	2,500円	2,500円
住 民 税 所 得 割 額	5,000円未満	3,400円	3,000円	3,000円
	5,000円以上 10,000円未満	4,000円	3,700円	3,600円
	10,000円以上 23,200円未満	7,900円	6,800円	6,800円
	23,200円以上 36,400円未満	9,500円	8,500円	8,400円
	36,400円以上 48,600円未満	10,600円	10,500円	10,400円
	48,600円以上 72,800円未満	16,600円	12,100円	12,000円
	72,800円以上 97,000円未満	20,300円	13,900円	13,800円
	97,000円以上 115,000円未満	23,100円	15,900円	15,800円
	115,000円以上 133,000円未満	25,200円	17,400円	17,300円
	133,000円以上 151,000円未満	27,100円	18,600円	18,500円
	151,000円以上 169,000円未満	29,100円	19,800円	19,600円
	169,000円以上 185,500円未満	31,600円	21,900円	20,400円
	185,500円以上 202,000円未満	33,400円	23,100円	
	202,000円以上 218,500円未満	34,900円	24,000円	
	218,500円以上 235,000円未満	36,600円	25,000円	21,200円
	235,000円以上 251,500円未満	38,900円	25,800円	
	251,500円以上 268,000円未満	40,400円		
	268,000円以上 284,500円未満	41,700円		
284,500円以上 301,000円未満	43,200円	26,600円		
301,000円以上 349,000円未満	47,400円			
349,000円以上 397,000円未満	52,900円			
397,000円以上 443,600円未満	57,700円			
443,600円以上	61,500円		22,000円	

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

2 施行期日

本年4月1日

墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例概要

1 題名の改正

子ども・子育て支援法の制定(24.8.22公布、27.4.1一部施行)による施設型給付制度の創設に伴い、題名を「墨田区特別保育の利用に関する条例」に改める。

2 延長保育料利用者負担額

子ども・子育て支援法の制定による施設型給付制度の創設に伴い、保育所の利用者負担額が区市町村民税所得割額を基準として定められることを踏まえ、次のとおり延長保育料を改定するとともに、短時間保育に係る延長保育料を定める。

(1) 標準時間保育延長保育料(月額)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後	
生 活 保 護	世 帯	無 料				
	住 民 税 非 課 税 及 び 均 等 割 の み 課 税 世 帯					
母 子 世 帯	母 子 世 帯	200 円				
	そ の 他 世 帯					
住 民 税 所 得 割 額	10,000円未満	800 円	800 円	900 円	1,000 円	
	10,000円以上 48,600円未満	1,100 円	1,200 円	1,200 円	1,300 円	
	48,600円以上 72,800円未満	0～2歳児	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
		3歳児	1,500 円	1,600 円	1,800 円	1,900 円
		4・5歳児	1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円
	72,800円以上 97,000円未満	0～2歳児	2,100 円	2,200 円	2,300 円	2,400 円
		3歳児	1,500 円	1,600 円	1,800 円	1,900 円
		4・5歳児	1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円
	97,000円以上 115,000円未満	0～2歳児	2,300 円	2,400 円	2,600 円	2,700 円
		3歳児	1,500 円	1,600 円	1,800 円	1,900 円
		4・5歳児	1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円
	115,000円以上 133,000円未満	0～2歳児	2,500 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円
		3歳児	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
		4・5歳児	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
	133,000円以上 151,000円未満	0～2歳児	2,700 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円
		3歳児	1,900 円	2,000 円	2,100 円	2,300 円
		4・5歳児	1,800 円	1,900 円	2,000 円	2,200 円
	151,000円以上 169,000円未満	0～2歳児	2,900 円	3,100 円	3,200 円	3,400 円
		3歳児	2,000 円	2,200 円	2,300 円	2,400 円
		4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円
169,000円以上 185,500円未満	0～2歳児	3,100 円	3,300 円	3,500 円	3,700 円	
	3歳児	2,100 円	2,300 円	2,400 円	2,600 円	
	4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	
185,500円以上 202,000円未満	0～2歳児	3,300 円	3,500 円	3,700 円	4,000 円	
	3歳児	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,700 円	
	4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	
202,000円以上 218,500円未満	0～2歳児	3,400 円	3,700 円	3,900 円	4,100 円	
	3歳児	2,300 円	2,500 円	2,700 円	2,800 円	
	4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	
218,500円以上 235,000円未満	0～2歳児	3,600 円	3,900 円	4,100 円	4,300 円	
	3歳児	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	
	4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	
235,000円以上 251,500円未満	0～2歳児	3,800 円	4,100 円	4,400 円	4,600 円	
	3歳児	2,500 円	2,700 円	2,900 円	3,100 円	
	4・5歳児	2,100 円	2,200 円	2,400 円	2,500 円	

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後	
住 民 税 所 得 割 額	251,500円以上 268,000円未満	0～2歳児	4,000円	4,300円	4,500円	4,800円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	268,000円以上 284,500円未満	0～2歳児	4,100円	4,400円	4,700円	5,000円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	284,500円以上 301,000円未満	0～2歳児	4,300円	4,600円	4,800円	5,100円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	301,000円以上 349,000円未満	0～2歳児	4,700円	5,000円	5,300円	5,600円
		3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円
		4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円
349,000円以上 397,000円未満	0～2歳児	5,200円	5,600円	5,900円	6,300円	
	3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	
	4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円	
397,000円以上 443,600円未満	0～2歳児	5,700円	6,100円	6,500円	6,900円	
	3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	
	4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円	
443,600円以上	0～2歳児	6,100円	6,500円	6,900円	7,300円	
	3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	
	4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円	

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

(2) 短時間保育延長保育料（月額）

区 分		0～2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		無 料		
住民税非課税及び均等割のみ課税世帯	母子世帯	無 料		
	その他世帯	100円		
住 民 税 所 得 割 額	10,000円未満	400円		
	10,000円以上 48,600円未満	550円		
	48,600円以上 72,800円未満	850円	750円	
	72,800円以上 97,000円未満	1,050円		
	97,000円以上 115,000円未満	1,150円	850円	
	115,000円以上 133,000円未満	1,250円		
	133,000円以上 151,000円未満	1,350円	950円	900円
	151,000円以上 169,000円未満	1,450円	1,000円	1,000円
	169,000円以上 185,500円未満	1,550円	1,050円	
	185,500円以上 202,000円未満	1,650円	1,100円	
	202,000円以上 218,500円未満	1,700円	1,150円	
	218,500円以上 235,000円未満	1,800円	1,200円	

区 分		0 ~ 2 歳児	3 歳児	4 ・ 5 歳児
住 民 税 所 得 割 額	235,000円以上 251,500円未満	1,900 円	1,250 円	1,050 円
	251,500円以上 268,000円未満	2,000 円		
	268,000円以上 284,500円未満	2,050 円		
	284,500円以上 301,000円未満	2,150 円		
	301,000円以上 349,000円未満	2,350 円	1,300 円	1,100 円
	349,000円以上 397,000円未満	2,600 円		
	397,000円以上 443,600円未満	2,850 円		
	443,600円以上	3,050 円		

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

短時間保育の延長保育は、短時間保育に係る時間の前後いずれかの30分とする。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

3 墨田区保育所条例の一部改正

上記1の題名の改正に伴い、所要の規定整備をする。

4 施行期日

本年4月1日

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第8号) 概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
110,168,626	518,600	110,687,226

歳 出 518,600 千円

(追加)

4,316,096千円

- ・ 職員退職手当 253,300千円
- ・ 財政調整基金積立金 1,300,000千円
- ・ 減債基金積立金 170,000千円
- ・ 公共施設整備基金積立金 900,000千円
- ・ 水と緑のまちづくり基金積立金 79,982千円
- ・ 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業費 1,500千円
- ・ すみだ北斎美術館開設準備経費 11,990千円
- ・ 図書館管理運営費 1,599,303千円
- ・ その他 21千円

(減額)

3,797,496千円

- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費 357,081千円
- ・ すみだ北斎美術館建設事業費 146,200千円
- ・ 大都市・小規模ケアハウス整備助成費 87,200千円
- ・ 自立支援給付事業費 152,000千円
- ・ 私立保育所整備助成事業費 115,276千円
- ・ 生活保護扶助費 100,000千円
- ・ 商工業融資事業費 78,500千円
- ・ 曳舟たから通り整備事業費 425,400千円
- ・ 京島地区まちづくり事業費 74,200千円
- ・ 京成曳舟駅前東地区市街地再開発事業費 311,545千円
- ・ 校舎改築事業費 149,400千円
- ・ その他 1,800,694千円

歳 入 518,600 千円

- ・ 地方道路譲与税 1千円
- ・ 利子割交付金 83,000千円
- ・ 配当割交付金 40,000千円
- ・ 地方消費税交付金 120,000千円
- ・ 自動車取得税交付金 11,000千円
- ・ 地方特例交付金 3,337千円
- ・ 特別区交付金 600,000千円
- ・ 交通安全対策特別交付金 14,000千円
- ・ 分担金及び負担金 1,611千円
- ・ 使用料及び手数料 3,853千円
- ・ 国庫支出金 734,391千円
- ・ 都支出金 479,534千円
- ・ 財産収入 55,697千円
- ・ 寄付金 67,740千円

・ 繰越金	217,244千円
・ 諸収入	108,216千円
・ 繰入金	13,500千円
・ 特別区債	861,000千円

繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
区民生活費	文化振興費	すみだ北斎美術館建設事業	202,200
土木費	道路橋梁費	橋梁の架替・撤去事業	88,700
	都市計画費	京成曳舟駅前東地区市街地再開発事業	358,100

特別区債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	変更前	変更後
	限度額	限度額
区民施設整備事業	153,000	109,000
道路整備事業	1,162,000	907,000
防災拠点整備事業	112,000	110,000
住宅市街地総合整備事業	36,000	17,000
市街地整備事業	755,000	626,000
学校施設建設等事業	876,000	650,000

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
図書館整備事業	1,536,000	証書借入又は証券発行の方法で政府その他より起債する。 なお、当該年度において未発行のものがある場合には、翌年度において繰越発行できる。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の時より据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。